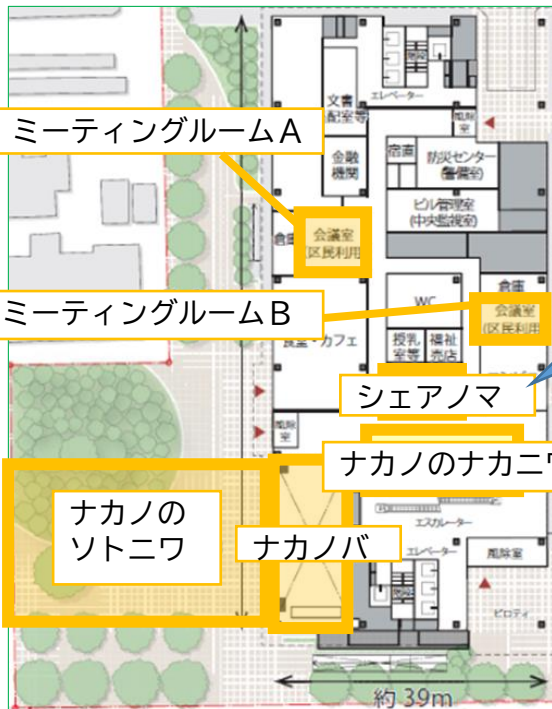


# 【団体登録・利用予約受付中！】 庁舎貸出しスペース

## 1.庁舎貸出しスペース一覧

名称		広さ・定員		使用料			
ミーティングルームA	85.55㎡ 45名	9時～12時	12時30分～ 14時30分	15時～17時	18時～21時		
		1,200円	800円	800円	1,200円		
ミーティングルームB	61.55㎡ 33名	9時～12時	12時30分～ 14時30分	15時～17時	18時～21時		
		900円	600円	600円	900円		
屋内イベント スペース 「ナカノバ」	258.82㎡ (イス)200名 (机イス)60名	非営利		9時～ 12時	12時30分～ 14時30分	15時～ 17時	18時～ 21時
				平日	5,200円	4,700円	4,700円
		休日	6,100円	6,400円	6,400円	11,100円	
		営利		平日	7,800円	7,000円	7,000円
休日	9,100円			9,600円	9,600円	16,700円	
屋外イベント スペース 「ナカノのソトニワ」	893㎡	9時～13時		13時～17時		17時～21時	
		29,600円		29,600円		29,600円	

## 2.1階レイアウト



ワークショップスペース  
「シアアノマ」は、企画や公募  
によるワークショップを開  
催します。

ナカノのナカニワにある  
パーゴラには企画や公募  
による作品を展示します。

予約については裏面をご覧ください。

### 3.使用できる団体

ミーティングルーム、ナカノバ(通常利用)を使用するには事前に団体登録が必要。

- 手続き:事前にLINEにて必要事項の記入の上、来庁し、緊急連絡先や会員名簿を提出すること。
- 登録要件:団体の構成員が5人以上かつ、中野区内に在住・在勤・在学の者が半数以上の団体で、次に掲げる活動を行うものとする。
  - (ア)身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動
  - (イ)子どもの健全育成に関する活動
  - (ウ)地域の支えあいなどに関する活動
  - (エ)資源の活用、環境美化など地域環境の保全に関する活動
  - (オ)集会又は会議、スポーツ、音楽活動その他の住民の自主的な活動

ナカノバを優先的かつ営利事業にて使用するには事前に文化芸術団体登録が必要。

- 手続き:事前にLINEにて必要事項の記入の上、来庁し、緊急連絡先や会員名簿、文化芸術に関する活動実績書を提出すること。
- 登録要件:次に掲げる要件を満たすものとする。
  - ・法人格を有している団体、もしくは団体規約を有する団体であること。
  - ・文化・芸術に関する活動実績を有する団体であること。
  - ・文化・芸術に関する区民に対する公演、パネル展等の区民の受益を目的として使用すること。

### 4.予約手続き

場所	申請	予約方法	予約期間	使用料の支払い方法
ミーティング ルーム・ ナカノバ (通常利用)	団体登録後申請 (先着制)	LINE 予約	使用希望月の2か月前 の1日から	使用日の土日祝を除いた3 日前までに、オンライン払 いかセミセルフレジ払い
ナカノバ (文化芸術利用)	文化芸術団体 登録後申請 (選考制)	対面予約	使用希望月の3か月か ら6か月前の1日～15日	使用日を含む月の2か月前 の1日までに、オンライン 払いかセミセルフレジ払い
ナカノの ソトニワ	申請 (先着制)	対面予約	使用希望月の6か月前 の1日から	使用日を含む月の2か月前 の1日までに、フルセルフ レジ払い

詳細については  
こちらから区HPへ→



問い合わせ先  
中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課  
シティプロモーション係 ☎ 03-3228-5467